

持続可能で最適な地域公共交通の構築に向けた取組について（検討案）

企画振興部交通政策課

1 背景

○コロナ禍により交通事業の構造的な問題が加速化

人口減少の本格化に加え、コロナ禍が重なり、地方においては、公共交通を民間事業者の独立採算により維持していくことはこれまで以上に困難な状況

○「地域公共交通活性化再生法」改正（R2.11 施行）

全ての地方公共団体に「地域公共交通計画」の作成が努力義務化（作成済市町村：33）
（計画と国庫補助の連動化⇒バスの運行費補助等を受けるためには計画策定が必須）



アフターコロナを見据え、官民連携により持続可能で最適な地域公共交通を再構築

2 取組の内容

【令和3年10月～】

○「長野県公共交通活性化協議会」（※）を改組

※県・市町村・交通事業者等で構成。公共交通の活性化や生活交通の確保に関する諸課題を協議。

⇒**地域公共交通活性化再生法に基づく「法定協議会」設置**

○**県・市町村・交通事業者が一体となり、上記協議会において今後の取組を検討・実施**

▶**全体会議**

- ・広域的な「移動の軸」の最適化&強化（地域鉄道・高速バス・地域間幹線バス等）
⇒官民の役割分担や支援のあり方等を検討
- ・交通モード間をシームレスにつなぐ環境整備
⇒MaaSの基盤づくり（キャッシュレス化・公共交通データのオープン化等）
- ・ゼロカーボンに向けた取組 等

▶**地域別部会（10広域圏）**

- ・生活圏単位での交通ネットワークの最適化&強化（乗継利便性の向上等）
- ・地域の実情に応じた公共交通機関の利用促進策の検討 等

【令和5年3月～】

○**全県版の「地域公共交通計画」に基づく取組を展開**

「法定協議会」によるP D C A⇒「持続可能で最適な地域公共交通システム」の確立

「全体会議」及び「地域別部会」への参加など、上記取組へのご協力をお願いします

※全体会議：10広域の代表市町村、地域別部会：全市町村